

衛生設備資金借入申込書

平成××年××月××日

(あて先)岡崎市長

(申込人)住所 岡崎市十王町2丁目9番地

×部分は記入しないでください

氏名 下水太郎

(自宅電話番号 23-6300)

(携帯電話番号 090-1234-5678)

下水印

訂正があるときは、修正液は使用せず、訂正印を押してください。

次のとおり衛生設備資金を貸し付けてください。

|                   |                              |   |        |
|-------------------|------------------------------|---|--------|
| 借入金の種類            | 排水設備資金 便所改造資金                | 借入金額                                    | ×××××円 |
| 借入を必要とする工事の場所及び期間 | ✓申込人住所と同じ<br>岡崎市             | ↑<br>借入希望額がある場合は鉛筆で記入してください             |        |
|                   | ××年 ××月 ××日 ~ ××年 ××月 ××日    |   |        |
| 申込人               | 施工用地の種類<br>✓所有地 借地<br>その他( ) | 勤務先等                                    | 株式会社   |
|                   |                              | 前年収入金額                                  | 400万円  |
| 連帯保証人             | 住所                           | 岡崎市若宮町2丁目1番地1<br>(電話番号 <u>23-6309</u> ) |        |
|                   | 氏名                           | 下水花子 (下水印)                              | 年金受給者  |
|                   |                              | 勤務先等                                    | 年金受給者  |
|                   |                              | 前年収入金額                                  | 200万円  |

申込人及び連帯保証人の方で、自営業者、農業者、年金受給者等の方は、勤務先等の欄にその旨をご記入ください。

下記の口座へ振り込んでください。

|                  |               |                         |         |
|------------------|---------------|-------------------------|---------|
| 金融機関名<br>(郵便局以外) | 下水            | 銀行 信用金庫<br>信用組合 労働金庫 農協 | 若宮支店    |
| 預金種別             | ① 普通 2 当座     | フリガナ                    | ゲスイ タロウ |
| 口座番号             | 1 2 3 4 5 6 7 | 口座名義<br>(申込人のもの)        | 下水 太郎   |

注 この申込書は、岡崎市下水道条例第6条又は岡崎市農業集落排水処理施設条例第9条の規定による排水設備等工事計画承認申請書とともに提出すること。

## 衛生設備資金弁済契約証書

岡崎市衛生設備資金貸付条例（昭和37年岡崎市条例第30号）の規定による貸付金の弁済について、貸主岡崎市を甲とし、借主 \_\_\_\_\_ を乙とし、次の条項により契約を締結する。

（償還）

第1条 乙は、平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日に甲から借り受けた \_\_\_\_\_ 円の衛生設備資金（以下「貸付金」という。）について、次に掲げるところにより償還するものとする。

（1）償還期間は、平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日までとする。

（2）毎月払の元金均等の方法により、甲の発する納入通知書の定めるところにより支払うものとする。

（延滞損害金）

第2条 乙は、毎月の償還期日までに、償還すべき元金を支払わないときは、当該償還すべき元金に対し、その償還すべき期日の翌日から償還をした日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセントに相当する延滞損害金を償還すべき元金に加算して甲に支払わなければならない。

（繰上償還）

第3条 乙は、未償還金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（保証）

第4条 連帯保証人 \_\_\_\_\_ は、乙と連帯して、この契約に基づく債務を保証する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地  
岡崎市代表者 岡崎市長 柴田 紘一

乙 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印